

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B2)

(11) 特許番号

特許第5417707号
(P5417707)

(45) 発行日 平成26年2月19日(2014.2.19)

(24) 登録日 平成25年11月29日(2013.11.29)

(51) Int.Cl. F 1
B 4 2 D 25/29 (2014.01) B 4 2 D 15/10 2 9 0

請求項の数 6 (全 8 頁)

(21) 出願番号	特願2007-325676 (P2007-325676)	(73) 特許権者	000002897
(22) 出願日	平成19年12月18日(2007.12.18)		大日本印刷株式会社
(65) 公開番号	特開2009-143203 (P2009-143203A)		東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号
(43) 公開日	平成21年7月2日(2009.7.2)	(74) 代理人	100122529
審査請求日	平成22年10月28日(2010.10.28)		弁理士 藤栴 裕実
		(74) 代理人	100135954
			弁理士 深町 圭子
		(74) 代理人	100119057
			弁理士 伊藤 英生
		(74) 代理人	100131369
			弁理士 後藤 直樹
		(74) 代理人	100164987
			弁理士 伊藤 裕介
		(74) 代理人	100171859
			弁理士 立石 英之

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 クーポン冊子及びクーポン冊子の使用方法

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項 1】

長方形の、少なくとも短辺が同じ長さの複数枚のクーポン券が、重ねて綴じ合わされたクーポン冊子であって、

それぞれのクーポン券は、短辺に平行に形成された切り離し予定部によって控部と、クーポン券本体部と、クーポンID表示予定部に分割され、

前記、控部とクーポン券本体部とクーポンID表示予定部にバーコードまたは文字、記号による同一内容でクーポン冊子毎に固有のクーポンIDがプリンタによって印字され、前記クーポン券本体部には前記クーポンIDを切り離すための、クーポン券の短辺、長辺に平行な切り込みが形成されたことを特徴とするクーポン冊子。

10

【請求項 2】

請求項 1 に記載のクーポン冊子において、

クーポン冊子にはクーポン冊子の少なくとも短辺が同じ長さのおもて表紙、うら表紙の何れか又は両方が綴じ合わされたことを特徴とするクーポン冊子。

【請求項 3】

請求項 1 , 2 何れか一項に記載のクーポン冊子において、

クーポンID表示予定部のクーポンID表示予定面の裏面には水再活性型の接着剤が形成されたことを特徴とするクーポン冊子。

【請求項 4】

請求項 1 , 2 何れか一項に記載のクーポン冊子において、

20

クーポンID表示予定部のクーポンID表示予定面の裏面には粘着テープが貼付されたことを特徴とするクーポン冊子。

【請求項5】

請求項4に記載のクーポン冊子において、

クーポン冊子に綴じ合わされたうら表紙の長辺は、少なくとも、クーポンID表示予定部の短辺の長さ分、クーポン冊子より短いことを特徴とするクーポン冊子。

【請求項6】

請求項1～5何れかに記載のクーポン冊子の使用方法であって、

バーコードまたは文字、記号による同一内容でクーポン冊子毎に固有のクーポンIDがプリントされたクーポン冊子が第一の利用者に提供される段階と、

第一の利用者によって控部とクーポン券本体部との間で切り離されてクーポン券本体部とクーポンID表示予定部が接続された状態で第二の利用者に提供される段階と、

第二の利用者によってID表示予定部が切り離されて利用される段階と、

切り離されたクーポンID表示予定部が貼付手段によって他の帳票に貼付される段階と、からなることを特徴とするクーポン冊子の使用方法。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、クーポンIDを転記する必要がないクーポン冊子及びクーポン冊子の使用方法に関する。

【背景技術】

【0002】

近年、新規加入キャンペーン期間中に既存の顧客が新規顧客を紹介すると両者にキャッシュバックという特典が与えられるクーポン券が利用されている。

従来、クーポン券に関しては、単なるクーポン冊子、クーポン冊子に表表紙及び裏表紙を形成したクーポン冊子、さらに、これら冊子を一体的に包装したクーポン冊子が提供されている。

例えば、上記クーポン冊子を一体的に包装したクーポン冊子は、封筒上片と封筒下片との3周辺側が接着されてなる封筒において、封筒上片は透明または半透明のシートからなり、この封筒内にクーポン表表紙、クーポン裏表紙、クーポンの順に積み重ね合わされてなる小冊子が挿入されてなると共に、小冊子の一端が封筒端部に接着され、この接着部分の近傍の小冊子または封筒に小冊子引出し用の切り取りミシン目が設けられたクーポン冊子である（例えば、特許文献1参照）。

【0003】

また、複数の紙片を一端で綴じ合わせたクーポン冊子が提供されている。

上記クーポン冊子は、複数のクーポン紙片における最上位または最下位の紙片の一端側を最下位または最上位の紙片に折り重ねて一体に綴じ合わすとともに、この綴じ合わせ部分のクーポン紙片の表裏面の少なくとも一方の表出面に所定幅に及んで着色した着色部を設けたクーポン冊子である（例えば、特許文献2参照）。

【0004】

【特許文献1】実開昭55-25970号公報

【特許文献2】実開平5-70969号公報

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【0005】

特許文献1に記載のクーポン冊子は、クーポン、クーポン裏表紙、クーポン表表紙など必要部分が全て封筒内に内包されており、これにより連続形態として用いる場合にも、プリンタのフィード機構に引掛ることなくスムーズにフィードされると共に、必要な情報を確認しながらプリントでき、プリントした後はクーポン両表紙を付したり、袋に入れたりする必要がなく、プリント後直ぐに利用者に手渡す場合にも、クーポンの印字内容が見え

10

20

30

40

50

るので間違いなく手渡すことができるなど、事務処理が簡便に行え、複数枚からなる国際線の航空クーポン、その他特定可変情報を記載する表紙付切取り票などの使用に便利であるとしている。

また、特許文献2に記載の冊子は、最上位または最下位の紙片が従来のクロスを兼ねるので、綴じ合わせ端を保護し得る一方、冊子を構成する紙片の枚数が少なくすみ、構成が簡潔になるとともに作成が容易であり、また、着色部を設けることで従来のクロス綴じと同様の外観を有するので体裁を損なうことがないとしている。

【0006】

特許文献1，特許文献2の例で判るように、従来提供されてきたクーポン冊子は前述のようなキャンペーン期間中に既存の顧客が新規顧客を紹介すると両者にキャッシュバックするという特典が与えられるクーポン券ではない。

10

そこで本発明は、前記の如く、クーポンIDが台帳や、申し込み帳票などに転記されて利用されるクーポン券の利用分野で、クーポンIDを転記する必要がないクーポン冊子及びクーポン冊子の使用方法を提供することを目的とするものである。

【課題を解決するための手段】

【0007】

前記課題の目的を達成するために、本発明のクーポン冊子の第一の発明は、長方形の、少なくとも短辺が同じ長さの複数枚のクーポン券が、重ねて綴じ合わされたクーポン冊子であって、それぞれのクーポン券は、短辺に平行に形成された切り離し予定部によって控部と、クーポン券本体部と、クーポンID表示予定部に分割され、前記、控部とクーポン券本体部とクーポンID表示予定部にバーコードまたは文字，記号による同一内容でクーポン冊子毎に固有のクーポンIDがプリンタによって印字され、前記クーポン券本体部には前記クーポンIDを切り離すための、クーポン券の短辺、長辺に平行な切り込みが形成されたことを特徴とするものである。

20

【0008】

また、第二の発明は、第一の発明において、クーポン冊子にはクーポン冊子の少なくとも短辺が同じ長さのおもて表紙、うら表紙の何れか又は両方が綴じ合わされたことを特徴とするものである。

【0009】

また、第三の発明は、第一，第二何れかの発明において、クーポンID表示予定部のクーポンID表示予定面の裏面には水再活性型の接着剤が形成されたことを特徴とするものである。

30

【0010】

また、第四の発明は、第一，第二何れかの発明において、クーポンID表示予定部のクーポンID表示予定面の裏面には粘着テープが貼付されたことを特徴とするものである。

【0011】

また、第五の発明は、第四の発明において、クーポン冊子に綴じ合わされたうら表紙の長辺は、少なくとも、クーポンID表示予定部の短辺の長さ分、クーポン冊子より短いことを特徴とするものである。

【0012】

40

また、第六の発明は、請求項1～5何れかに記載のクーポン冊子の使用方法であって、バーコードまたは文字，記号による同一内容でクーポン冊子毎に固有のクーポンIDがプリントされたクーポン冊子が第一の利用者に提供される段階と、第一の利用者によって控部とクーポン券本体部との間で切り離されてクーポン券本体部とクーポンID表示予定部が接続された状態で第二の利用者に提供される段階と、第二の利用者によってID表示予定部が切り離されて利用される段階と、切り離されたクーポンID表示予定部が貼付手段によって他の帳票に貼付される段階と、からなることを特徴とするものである。

【発明の効果】

【0013】

50

本発明のクーポン冊子及びクーポン冊子の使用方法によって、下記のような効果が期待できる。

従来は、クーポン券を使用する場合、取扱店でクーポンIDを台帳などに転記していたが、記載ミスによって新規顧客を紹介した第一の利用者や、クーポン券の提供を受けて新たに顧客の仲間入りをする予定の第二の利用者に対して企画されたとおりの特典が与えられないという問題が発生した。

このような問題に対して、本発明のクーポン冊子及びクーポン冊子の使用方法は、前記第一の利用者、第二の利用者である顧客に対して、主催者の思惑通りの効果をもたらすことができた。

また、クーポン券を取り扱う店に対して手間をかけさせることなく、確実に協力してもらうことが可能になった。

【発明を実施するための最良の形態】

【0014】

以下、図を参照して本発明のクーポン冊子及びクーポン冊子の使用方法について説明する。

図1は、本発明のクーポン冊子の一例について説明するための図、図2は、従来のクーポン冊子の一例について説明するための図、図3は、図1のA部を拡大した図、図4は、図3のB-B線断面の一例について説明するための図、図5は、図3のB-B線断面の一例について説明するための図、図6は、図3のB-B線断面の一例について説明するための図である。

【0015】

図1を参照して、本発明のクーポン冊子の一例について説明する。

本発明のクーポン冊子1は、長方形の、少なくとも短辺が同じ長さの複数枚（本実施の形態では5枚のクーポン券が綴じ合わされたクーポン冊子について説明する。）のクーポン券が、重ねて綴じ合わされたクーポン冊子1である。

図に示すクーポン券の最上部（おもて表紙11の裏側のクーポン券12）は、短辺に平行に形成された切り離し予定部2、4によって控部121と、クーポン券本体部122と、クーポンID表示予定部123に分割されている。

【0016】

2枚目から5枚目のクーポン券についても同様の構成になっているが、各クーポン券の控部121、クーポン券本体部122のコーナー部123には、同一内容でクーポン冊子毎に固有のバーコードによるクーポンID1210、1230がプリンタなどによって印字され表示されている。

また、クーポン券本体部122、クーポンID表示予定部124には、クーポン券の控部121、クーポン券本体部122のコーナー部123に表示されたものと同一内容の数字によるクーポンID1220、1240がプリンタなどによって印字され表示されている。

【0017】

クーポン券のおもて表紙11、うら表紙17は、クーポン券本体部122と短辺の長さが同一で、長辺の長さはおもて表紙11、うら表紙17共にクーポン券本体部122と同一か、うら表紙だけが短くなっている。

【0018】

前記クーポン券本体部122のコーナー部123に表示されたバーコードによるクーポンID1230の周辺には短辺、長辺に平行な切り離し用の切り込み3形成され、このコーナー部だけ切り離しができるようになっている。切り離されたコーナー部123は、利用店に保管される。

【0019】

クーポンID1240が表示されたクーポンID表示予定部124は、クーポン本体部122から切り離し予定部4で切り離された後、台帳などに添付される。

そのために、クーポンID表示予定部124の裏面には、図示しないが、水再活性型の

10

20

30

40

50

接着剤や、粘着テープが貼付されている。

上記、水再活性型の接着剤や、粘着テープが貼付されていない場合は、クーポンID表示予定部124は、切り離された後、裏面に接着剤が塗布されて前述の台帳（郵送で扱われる場合は、所定の申込帳票などに貼付される場合もある。）などに貼付される。

【0020】

クーポンID表示予定部のクーポンID表示予定面の裏面に粘着テープが貼付された場合は、粘着テープの接着剤を保護するために薄い剥離紙が使用されるが、そのために、クーポンID表示予定部124部分だけ厚くならないように、うら表紙の長辺方向の長さをクーポンID表示予定部の短辺程度短くすることができる。

【0021】

おもて表紙11には、クーポン券と綴じ合わせるときにミスマッチが起きないように、クーポン券の控部121，クーポン券本体部122のコーナー部123に表示されたものと同一内容のバーコードによるクーポンID112が印字される。

また、おもて表紙には、綴じ合わされるクーポン券の総額、例えば、「50，000円分」などの印刷部111が形成されている。

10

【0022】

図2を参照して、従来のクーポン冊子の一例について説明する。

図2に示す従来のクーポン冊子1は、図1に示すクーポン冊子に対して、クーポンID表示予定部124が形成されていない以外はほとんど共通仕様になっている。

従来は、前述のようにクーポン券を提供された者が、クーポン冊子1のクーポン券にプリントされたクーポンID1220などを所定の申込帳票などに転記していた。また、加盟店などの店員がクーポン冊子1のクーポン券にプリントされたクーポンID1220を台帳に転記していた。

20

【0023】

図3は、図1のA部、クーポン券12の一部を拡大した図で、クーポン券本体部122の延長上にクーポンID表示予定部124が形成され、切り離し予定部4でクーポン券本体部122から切り離すことができるようになっている。

クーポンID表示予定部124には、クーポンID1240がプリントされている。

30

【0024】

図4は、図3のB-B線断面の一例を示している。

クーポンID1240が印字されたクーポンID表示予定部124を切り離し予定部4でクーポン券本体部122から切り離し、クーポンID表示予定部124の裏側（クーポンID1240が印字された裏側）に接着剤を塗布して台帳などに貼付する例である。

【0025】

図5は、図3のB-B線断面の一例を示している。

クーポンID1240が印字されたクーポンID表示予定部124を切り離し予定部4でクーポン券本体部122から切り離し、クーポンID表示予定部124の裏側（クーポンID1240が印字された裏側）の水再活性型の接着剤50を、水を含んだスポンジなどの表面で濡らし、接着剤を活性化させてクーポンID表示予定部124を台帳などに貼付する例である。

40

【0026】

図6は、図3のB-B線断面の一例を示している。

クーポンID1240が印字されたクーポンID表示予定部124を切り離し予定部4でクーポン券本体部122から切り離し、クーポンID表示予定部124の裏側（クーポンID1240が印字された裏側）に形成された粘着テープの剥離紙6を剥離して接着剤500を露出させ、台帳などに貼付する例である。

【0027】

図1を参照して、本発明のクーポン冊子の製造方法の一例について簡単に説明する。

50

下記の製造方法は、一例であって、これに拘るものではない。

クーポン冊子1のおもて表紙11，図示しないがクーポン券12～16，うら表紙17をそれぞれ連続フォーム仕様で印刷する。接着部を形成する場合は、印刷ラインまたは、加工ラインでクーポンID表示予定部の裏面に接着剤の形成又は粘着テープ貼りを行う。

まず、おもて表紙用の連続フォームにクーポンID112を印字する。

クーポン券12の連続フォームの、控部121，クーポン券本体部122，クーポンID表示予定部124にそれぞれ、クーポンID1210，1220，1230，1240をプリントする。図示していないが、同様の手順で、次の枚目のクーポン券の連続フォームの控部，クーポン券本体部，クーポンID表示予定部にクーポンIDをプリントする。

さらに、3～5枚目のクーポン券の連続フォームの控部，クーポン券本体部，クーポンID表示予定部に順次、クーポンIDをプリントする。

10

プリントされた6パートにうら表紙を添えて、丁合装置で7枚の重ね合わせ冊子を作製する。クーポン券は短辺が4インチのものが多く、横2面（断ち落とし部を含め、42cm）、縦4面（断ち落とし部を含め、18インチ）の8面付けの綴じ合わせシート（42cm幅18インチ長）でカットし、丁合装置から排出する。排出された前述の綴じ合わせシートは裁断して、短辺4インチ、長辺20cmの単位クーポン冊子に仕上げる。

【0028】

図1，図6を参照して、本発明のクーポン冊子の使用方法の一例について説明する。

前述の如く、クーポン冊子のそれぞれのクーポン券の控部とクーポン券本体部とクーポンID表示予定部にバーコードまたは文字，記号によるクーポンIDをプリントし、クーポン冊子を作成する。

20

企画側から、例えば、既に会員になっている第一の利用者にクーポン冊子1が送付（提供）される。

第一の利用者は、クーポン冊子を受け取り、クーポン券を控部とクーポン券本体部との間で切り離し、クーポン券本体部とクーポンID表示予定部が接続された状態で新規参入を勧める第二の利用者に送付（提供）する。

第二の利用者は、切り離し予定部4でクーポンID表示予定部を切り離し、新規入会申し込み伝票などの所定の場所に貼付し、所定の宛先に送付する。

上記、新規入会申し込み伝票などの所定の場所に貼付する際に、クーポンID表示予定部124裏面の剥離紙6を剥がし、粘着剤500の粘着面を露出させて貼付する。

30

【産業上の利用可能性】

【0029】

本発明のクーポン冊子は、キャンペーン期間中などで使用されるクーポン冊子に利用できる。

【図面の簡単な説明】

【0030】

【図1】本発明のクーポン冊子の一例について説明するための図である。

【図2】従来のクーポン冊子の一例について説明するための図である。

【図3】図1のA部を拡大した図である。

【図4】図3のB-B線断面の一例について説明するための図である。

40

【図5】図3のB-B線断面の一例について説明するための図である。

【図6】図3のB-B線断面の一例について説明するための図である。

【符号の説明】

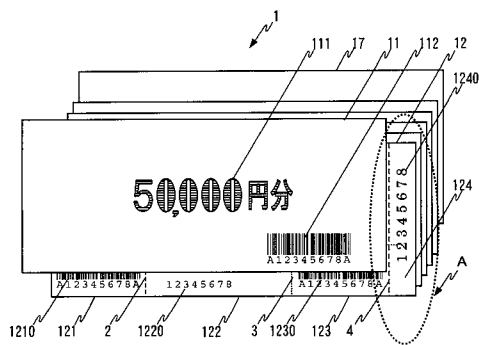
【0031】

- 1 クーポン冊子
- 2, 4 切り離し予定部
- 3 切り込み
- 6 剥離紙
- 11 クーポン券おもて表紙
- 12 クーポン券

50

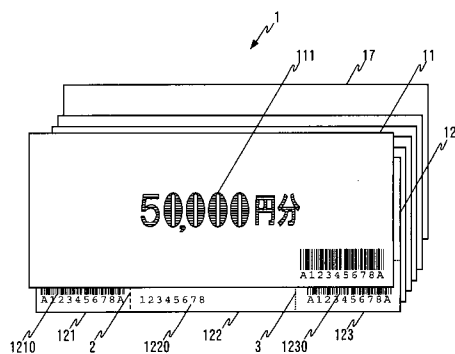
- 1 7 クーポン券うら表紙
- 5 0 水再活性型接着剤
- 1 1 1 印刷部
- 1 1 2 , 1 2 1 0 , 1 2 3 0 バーコードによるクーポンID
- 1 2 1 控部
- 1 2 2 クーポン券本体部
- 1 2 3 コーナー部
- 1 2 4 クーポンID表示予定部
- 5 0 0 粘着剤
- 1 2 2 0 , 1 2 4 0 文字, 記号によるクーポンID

【図1】

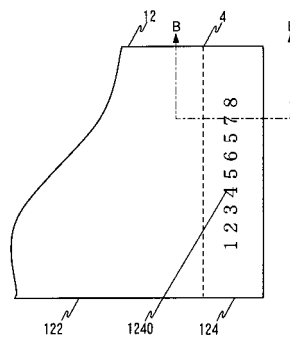


1 クーポン冊子 2, 4 切り離し予定部 3 切り込み
 11 クーポン券おもと表紙 12 クーポン券
 17 クーポン券うら表紙 111 印刷部
 112, 1210, 1230 バーコードによるクーポンID
 121 控部 122 クーポン券本体部 123 コーナー部
 124 クーポンID表示予定部 1220, 1240 クーポンID

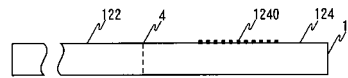
【図2】



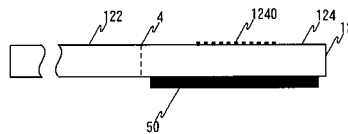
【図3】



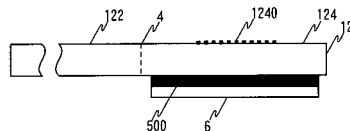
【図4】



【図5】



【図6】



フロントページの続き

- (72)発明者 日永田 俊和
東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号 大日本印刷株式会社内
- (72)発明者 森田 進
東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号 大日本印刷株式会社内

審査官 小島 寛史

- (56)参考文献 実開昭56-094365(JP,U)
特開2002-036757(JP,A)
特開2004-314370(JP,A)
特開2004-005620(JP,A)
特開2004-287924(JP,A)

- (58)調査した分野(Int.Cl., DB名)
B42D 15/10